1-1. 児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I 人員基準

- ◆基本的な支援水準の維持
 - 児童発達支援センターは、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等に概ね違いがない(※)ことから、基準の水準を維持しつつ一本化。
 - (※)現行の知的障害児通園施設の児童指導員・保育士の総数「少年7.5:1」については、少年は就学児であるため、昼間は学校、放課後は放課後等デイサービスで対応することになることから、少年の利用は想定されず現行の規定を廃止。

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。 (研修修了を要件とせず実務経験のみでも可、以下同じ。→別紙)

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- 主として難聴児を受け入れる場合に、現行どおり職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の配置を 規定。
- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(機能訓練、言語訓練等)を行う場合には、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

児童発達支援センターの最低基準及び指定基準

人員基準(案)の概要

【現行基準】

職種	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上
児童指導員 及び保育士	総数:乳幼児4:1以上、少年7.5:1以上児童指導員:1人以上保育士:1人以上	・総数:4:1以上 ・児童指導員:1人以上 ・保育士:1人以上
聴能訓練担当職 員及び言語機能 訓練担当職員		· 聴能訓練担当職員 2人以上 · 言語機能訓練担当職員 2人以上
栄養士※2	1人以上	1人以上
調理員※2	1人以上	1人以上

- ※1 嘱託医は、精神科(知的通園)、眼科又は耳鼻咽喉科(難聴通園) の診療に相当の経験を有する者(最低基準)
- ※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託 する施設にあっては調理員を置かないことができる。

【新基準(案)】

職種	員数等
嘱託医※3	1 人以上
児童指導員 及び保育士	・総数:通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員:1人以上 ・保育士:1人以上
栄養士※4	1人以上
調理員※4	1人以上
<u>その他、</u> <u>必要な職員</u> ※5	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、 聴能訓練担当職員:2人以上 言語機能訓練担当職員:2人以上
児童発達支援 管理責任者 ※6	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)

- ※3 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科、難聴の場合は、 耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者(最低基準)
- ※4 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※5 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。
- ※6 業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

(別紙)児童発達支援管理責任者の配置(案)について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

《児童発達支援管理責任者の要件》

「児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

- ①実務経験者
 - ※実務経験の対象となる業務

障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、児童デイサービス及び障害児施設等において、利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談 支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務等とし、経験年数については、自立支援法に基づくサービス 管理責任者と同等とする予定。

- ②児童発達支援管理責任者研修修了者
 - ※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。
- ③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理 責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、他の職務や他の一体的に運営する事業の 児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

Ⅱ 設備基準

 共通的な設備、生活に不可欠な設備、生命・健康維持に最低限必要な設備について現行を踏まえ規定する ほか、屋外遊戯場の基準を緩和するなど、どの障害も受け入れられるよう、代替できるもの等はできる限り簡素化。
 (なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

設備基準の概要

【現行基準】

【九门至午】		
設備	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
指導室	・定員:おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積 2.47㎡以上	_
訓練室		設けること
遊戯室	・障害児1人当たりの床面積 1. 6 5 ㎡以上	設けること
その他	屋外遊戯場、医務室、 静養室、相談室、調理室、 浴室又はシャワ一室、便所	観察室、医務室、 聴力検査室、 相談室、調理室、 便所

【新基準(案)】

児童発達支援センター

設備	内容
指導訓練室	・定員:おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積:2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、定員及び 床面積の要件は適用しない。
遊戯室	・障害児1人当たりの床面積1. 65㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、床面積の 要件は適用しない。
その他	医務室、相談室、調理室、便所、 <u>屋外遊戯場</u> (<u>児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯</u> 場に代わるべき場所を含む。) その他、支援の 提供に必要な設備及び備品等を備えること ただし、主たる対象とする障害を知的障害とす
	る場合には、静養室を、 主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴 力検査室を設けること

Ⅲ 運営基準

現在の知的障害児通園施設にかかる運営基準の項目を盛り込むほか、主な改正点は以下のとおり。

<主なもの> ※ 項目の一覧は別紙(次頁)のとおり。

①用語の改正 例:指定知的障害児通園施設→指定児童発達支援センター

例:施設給付決定保護者→通所給付決定保護者 など

②運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」を追加する。

③利用定員を「10人以上」とする。

④「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

Ⅳ その他(事業者指定に関すること)

- 児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、地域支援に取り組むことを指定基準に設ける。(平成27年3月までの3年間の経過措置を設け、その間は、取り組まなくても児童発達支援センターとして指定を受けられる。)「地域支援」の内容として、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施することを必須とする旨、通知等で示すことを予定。
- 児童発達支援センターに就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

(別紙)運営基準(案)の項目の一覧

<基準項目>

- ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止
- 支給量の報告等
- ・サービス提供困難時の対応
- 受給資格の確認
- 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助
- ・心身の状況等の把握
- ・居住地の変更が見込まれる者 への対応
- ・入退所の記録の記載等
- ・サービスの提供の記録
- ・通所利用者負担額の受領
- •通所利用者負担額に係る管理
- •苦情解決
- 事故発生時の対応

- ・障害児通所給付費等の額に係る通知等
- 指定通所支援の取扱方針
- 通所支援計画の作成等
- •検討等
- -相談及び援助
- •指導、訓練等
- •食事
- 社会生活上の便宜の供与等
- •健康管理
- ・通所給付決定保護者に関する 市町村への通知
- ・管理者による管理
- ・地域との連携等
- •会計の区分
- ・記録の整備

- 管理者及び児童発達支援管理 責任者の責務
- •運営規定
- 勤務体制の確保等
- ・定員の遵守
- •非常災害対策
- -衛生管理等
- ·協力医療機関
- •揭示
- ・身体拘束等の禁止
- ・虐待等の禁止
- ・懲戒に係る権限の濫用禁止

等

- •秘密保持等
- 情報の提供等
- •利益供与等の禁止

・指定児童発達支援センターが通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

1-2. 児童発達支援事業 (児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合) の指定基準(案) の概要

I 人員基準

※現在、パブリックコメント実施中

- ◆実施事業所の拡大
 - 主に児童発達支援事業への移行を予定している児童デイサービスが、現行のまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。

(→児童発達支援センターよりも基準を緩和し、実施事業所の拡大を目指す。)

- ◆計画的かつ効果的な支援を継続
 - ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービス にサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。
- ◆各障害に対応できる専門機能の強化
 - ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(機能訓練、言語訓練等)を行う場合には、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

Ⅱ 設備基準

指導訓練室、その他、支援の提供に必要な設備及び備品。

(→児童デイサービスの基準と同一とし、弾力的な実施形態を可能にする。)

Ⅲ 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合)の基準(指定基準)

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の児童デイサービスの基準】

		職種	員数等	
人員基準	従業者	指導員又は 保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保 育士の合計数が、次のとおり確保されるた めに必要と認められる数(1人以上は常 勤)	
			・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人 に、障害児数が10人を超えて5又はその 端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
		サービス 管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	
	管理者		、原則として管理業務に従事するもの 支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備	指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備え			
基準		ること。また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		

【新基準(案)】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は 保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保 育士の合計数が、次のとおり確保されるた めに必要と認められる数(1人以上は常 勤)
			・障害児数が10人までは、2人以上・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		<u>その他必要</u> <u>な職員</u> ※1	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行 う場合
		<u>児童発達支</u> <u>援管理責任</u> 者	1人以上 <u>(業務に支障がない場合は他の職</u> <u>務の兼務可)</u>
	管理者		、原則として管理業務に従事するもの 支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基	指導と。		の提供に必要な設備及び備品等を備えるこ
準	ま <i>†</i>	こ、指導訓練室	は、訓練に必要な機械器具等を備えること。

※1 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

Ⅳ その他(事業者指定に関すること)

〇弾力的な基準の適用

・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行うことができるよう、現行の児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。

(一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、<u>多機能型児童発達支援</u>の利用定員を5人以上とする。 必要な省令改正を予定。143頁参照。)

現行の経過的児童デイサービスについては、引き続き継続できるよう3年間期限を延長して、「経過的児童発達支援」として実施できる。

経過的児童発達支援の 基準(現行どおり) 指導員又は保育士の数を15:2に緩和可能(本来は10:2、人員欠如減算は適用しない) 児童発達支援管理責任者を配置しなくてもよい(人員欠如減算は適用)

現行の児童デイサービスにある基準該当については、「基準該当児童発達支援」として実施できる。

定員は10人未満でも可能

〇児童発達支援事業についても多機能化が可能

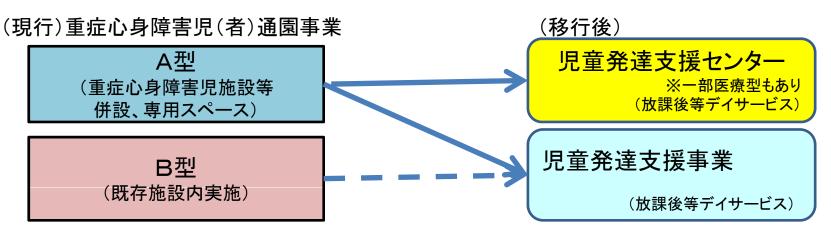
- 児童発達支援事業を就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。
- 地域ニーズや他の児童発達支援センターが地域にないなどの地域のサービス整備の状況等によっては、 児童発達支援事業が地域支援を実施することも可能。この場合、保育所等訪問支援や障害児相談支援事業所の指定等を併せて受けて実施する。

1-3. 主たる対象とする障害が重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準(案)の概要 ~ 電症心身障害児(者)通園事業の移行~

※現在、パブリックコメント実施中

【考え方】

- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と 既存施設内実施型(B型)があるが、
 - ① 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - ② 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行 ※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。



(注)重心通園事業については、事業者指定に関する経過措置がないため、新規の指定が必要。

I 人員基準

- ◆基本的な支援水準を維持
 - 重症心身障害児(者)通園事業は、児童発達支援事業に移行が想定されるため、そのまま移行できるように、 主たる障害が重症心身障害の場合の基準を、現在の事業の補助要件と同一に設定。
 - (※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可や本体施設の同職員との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

Ⅱ 設備基準

他の児童発達支援事業と同様、指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品 (→現在の重症心身障害児(者)通園事業の補助要件に定める基準でクリアできるように設定)

(※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

Ⅲ 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

ただし、主たる障害が重症心身障害の場合は、利用定員は、「5人以上」とする。

Ⅳ その他(事業者指定に関すること)

- 重症心身障害児(者)通園事業は、これまで法律に位置づけられておらず、事業者指定に関する経過措置がないため、施行日までに指定を受けることが必要。
- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援など)と一体的に行うことができるよう、児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。
 - (一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、<u>多機能型児童発達支援</u>の利用定員を5人以上とする。 必要な省令改正を予定。138頁参照。)
- 就学児童が利用する場合は、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業の指定基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の重症心身障害児(者)通園事業の基準】

	職種	A型 員数	B型 員数
人員基	施設長	1人 ※本体施設との兼務可	_
準	医師	1 人以上 ※本体施設との兼務可	_
	看護師	1人以上	1人以上
	児童指導員 又は保育士	1 人以上	1 人以上
	作業療法又は 理学療法若し くは言語療法 を担当する 職員	1人以上	1 人以上
設備基準		兼食堂、診察室、静養 調理室、リフト付き通	

※1 重症心身障害児施設等の設備を利用することができ、利用者の処遇に支障がない場合は訓練室、便所、通園バス以外の設備は設けないことができる。

【新基準(案)】主たる対象の障害を重症心身障害とする場合

	啦 括	旧辛及法士拉申来	旧音及法士授业、力
ı		児童発達支援事業	児童発達支援センター
人 員	嘱託医	<u>1人以上</u>	1人以上
基	看護師	1人以上	• 総数:4:1以上
準	児童指導員 又は保育士	1人以上	│ ・看護師:1人以上 ・児童指導員:1人以上 ・保育士1人以上
	作業療法又は 理学療法若し くは言語療法 を担当する職 員	1 人以上	・理学療法又は作業療法 若しくは言語療法を担当 する職員:1以上
	<u>栄養士※2</u>	1	1人以上
	<u>調理員※2</u>	1	1人以上
	<u>児童発達支援</u> 管理責任者	1人以上(業務に 支障がない場合は 他の職務の兼務 可)	1人以上(業務に支障が ない場合は他の職務の兼 務可)
設備基準		指導訓練室、支援 の提供に必要な設 備及び備品等を備 えること。	指導訓練室、遊戯室、 医務室、相談室、調理室、 便所、その他、支援の提 供に必要な設備及び備品 等を備えること。※3

- ※2 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※3 指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用または 業務に支障がない場合は置かないことができる。
- (注)医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

(参考) 重症心身障害児(者) 通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」となるが、18歳以上の利用者については、 他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、既存制度の活用(多機能型)により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫 した支援が必要とされていることも踏まえ、特例的な取扱い(次頁)により対応。

既存制度

児童発達支援と障害福祉サービスとの多機能型

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員は5人以上、基準はそれぞれのサービスの基準を適用

【現行】

児童デイサービス

自立訓練(機能訓練、 生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の 利用定員が20人以上の場合は、 多機能型<u>児童デイサービス事業所</u>の 利用定員を5人以上とすることが可



【改正後】

<u>児童発達支援</u>

<u>放課後等デイサービス</u>

自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の 利用定員が20人以上の場合は、 多機能型<u>児童発達支援事業所</u>又は <u>放課後等デイサービス事業所</u>の 利用定員を5人以上とすることが可 (併せて実施する場合は合計で5人以上 とすることが可)

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施できるようにする。

「児童発達支援」と「障害者サービス」の両方の指定を同時に受ける。

児童発達支援・ 障害福祉 サービス 事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性があるので、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・ 共用を可(※1)
- ③重心通園事業が移行する場合に、障害福祉サービス の最低定員を緩和(20名→5名)
- (※1)施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、児童発達支援管理責任者の経過措置期間(3年間)と同様とし、平成27年3月末までとする予定。
- (※2)報酬について、重症心身障害児への専門性を引き続き維持できるよう、重心通園事業の補助基準を考慮して、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

2 医療型児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

I.人員基準

※現在、パブリックコメント実施中

- ◆基本的な支援水準を維持
 - ・ 医療型児童発達支援センターは、肢体不自由児通園施設からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。
- ◆計画的かつ効果的な支援の提供
 - 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。
- ◆各障害に対応できる専門機能の強化
 - ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(言語訓練等)を行う場合には、専門職(言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。
- Ⅱ.設備基準

現行の肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

Ⅲ.運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

(※)なお、肢体不自由児通園施設は、施設の選択により「児童発達支援センター」に移行することも可能。

医療型児童発達支援センターの指定基準及び最低基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の肢体不自由児通園施設の基準】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定 する診療所とし て必要とされる 従業者	同法に規定する診療所として必要とさ れる数
準	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は 作業療法士	1 人以上
	職業指導員	職業指導を行う場合
設備基準	有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。	

【新基準(案)】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定 する診療所とし て必要とされる 従業者	同法に規定する診療所として必要とされる 数
準	児童指導員	1 人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1 人以上
	理学療法士又は 作業療法士	1人以上
	<u>その他、必要な</u> <u>職員</u>	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行 う場合
	<u>児童発達支援</u> <u>管理責任者</u>	1人以上(業務に支障がない場合は他の職 務の兼務可)
設備基準	・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。	

放課後等デイサービスの概要

○事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の ための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとと もに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

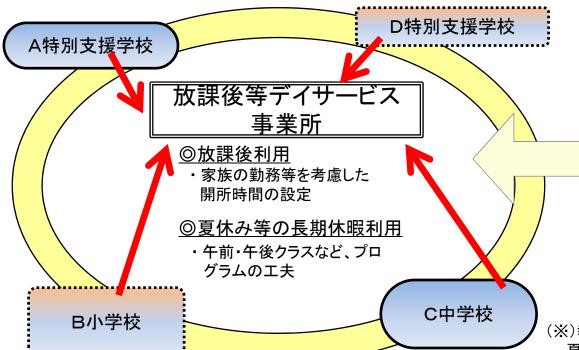
学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 送 ※障害児の定義は児童発達支援と同じ

(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上

※児童デイからの移行を考慮



○ 提供するサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能 法力の向上のために必要な訓練、社会との交流 の促進その他の便宜を供与

- 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえた サービスを提供。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- 学校との連携・協働による支援 (本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサー ビスのサービスの一貫性が必要)
- (※)報酬については、児童デイからの円滑な移行、学校からの送迎、 夏休み等とそれ以外のサービス提供時間の違い等を考慮して 報酬改定プロセスにおいて検討。

3. 放課後等デイサービスの指定基準(案)の概要

Ⅰ.人員基準 ※現在、パブリックコメント実施中

◆実施事業所の拡大

・ 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうち Ⅱ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービス にサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。(児童発達支援の同 職員との兼務可)

Ⅱ.設備基準

指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品

Ⅲ.運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

Ⅳ.その他(事業者指定に関すること)

・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行うことができるよう、放課後等デイサービスの「多機能型」を認める。

(一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、<u>多機能型放課後等デイサービス</u>の利用定員を5人以上とする。 必要な省令改正を予定。143頁参照。)

児童発達支援と放課後等デイサービスを併せて実施する場合には、それぞれの基準を満たすことが必要。

放課後等デイサービスの指定基準

人員基準・設備基準の概要

【現行の児童デイの基準】

		職種	員数等	
人員基準	従業者	指導員又は 保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保 育士の合計数が、次のとおり確保されるた めに必要と認められる数(1人以上は常 勤)	
			・障害児数が10人までは、2人以上・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
		サービス 管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	
	管理者		、原則として管理業務に従事するもの 支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備	指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備え			
基準		ること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		

【新基準(案)】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は 保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保 育士の合計数が、次のとおり確保されるた めに必要と認められる数(1人以上は常 勤)
			・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人 に、障害児数が10人を超えて5又はその 端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		<u>児童発達支</u> <u>援管理責任</u> <u>者</u>	1人以上 <u>(業務に支障がない場合は他の職</u> 務の兼務可)
	管理者		、原則として管理業務に従事するもの 支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるこ		
基準	と。		

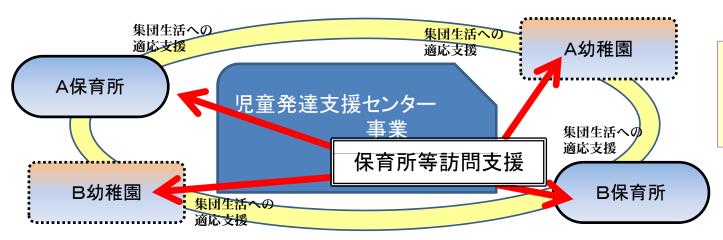
保育所等訪問支援の概要

○事業の概要

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

法 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断 発達障害児、その他の気になる児童を対象 個別給付の ため障害受 容が必要 相談支援事業や、スタッフ支援を 行う障害児等療育支援事業等の 役割が重要



○訪問先の範囲

・ 保育所、幼稚園、認定こども園、 小学校、特別支援学校、その他 児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。
 - (※)報酬については、提供時間ではなく、回数により算定する方向で報酬改定プロセスにおいて検討。

4. 保育所等訪問支援の指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I.人員基準

- ◆事業に取組やすい基準の設定
 - ・ 保育所等訪問支援は、保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うものであり、「訪問支援を行うために必要な数」を確保すればよいとするなど、事業に取り組みやすい基準を設定。
 ※訪問支援員の要件は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員等

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 訪問先の利用障害児に対して適切な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可。訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

Ⅱ.設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

Ⅲ.運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照) ただし、利用定員の規定は設けない。また、「身分を証する書類の携行」の規定を追加する。

保育所等訪問支援の指定基準

人員・設備基準の概要

【新基準(案)】

	職種		員数等
人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、 保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、 集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上(業務に支障がない場合は管理者との兼務可)
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及 び備品を設けること。		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。